

第5章 消費者裁判手続特例法による金融実務への影響～手続法の観点から～

松 下 淳 一

1 はじめに

本章は、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律⁽¹⁾（平成25年法律第96号）」（以下、「消費者裁判手続特例法」という。この法律の条文は条文番号のみで示す。）の手続を概観した上で、事業者側の留意点について検討するものである。消費者裁判手続特例法の対象となる実体法的な法律関係、即ち共通義務確認の訴えの対象、及び消費者裁判手続特例法の制定の経緯については、第6章の中田裕康教授の論文を参照されたい。

2 立法の背景

消費者契約に関して消費者に生じた損害の回復を請求する権利の存否・内容を、裁判手続上終局的に確定させるためには、まずは個々の消費者が訴訟を提起して判決を得る必要がある。もっとも、個々の消費者は、損害額が少額であることが多いこともあり、訴訟追行に必要な費用（弁護士報酬等）や労力を負担するのが難しい場合が多いことから、個別訴訟による紛争解決は実際には困難である⁽²⁾。もちろん、同様の損害を有する複数の消費者が共同して原告となり（民訴38条）、あるいは複数の消費者

-
- (1) 本法の全体的な解説の図書として、消費者庁消費制度課編『一問一答消費者裁判手続特例法』（商事法務、2014年）（以下、「一問一答」とする）、TMI総合法律事務所編・高山崇彦編著『Q&A 消費者裁判手続特例法・消費者契約法』（きんざい、2014年）、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道監修・町村泰貴著『消費者のための集団裁判－消費者裁判手続特例法の使い方』（弁護士会館ブックセンター出版部LABO、2014年）、山本和彦著『解説消費者裁判手続特例法』（弘文堂、2015年）（以下、「山本」とする）、西村あさひ法律事務所・太田洋・藤田美樹・松原大祐編著『消費者集団訴訟特例法の概要と企業の実務対応』（商事法務、2015年）、伊藤眞著『消費者裁判手続特例法』（商事法務、2016年）（以下、「伊藤」とする）がある。
- (2) 訴額60万円以下の請求については、少額訴訟手続という簡易な手続も設けられている（民訴368条以下）。もっとも、多数の消費者が主張する損害の回復を請求する権利の存否・内容を簡易裁判所が審理・判断するのが適切ではない場合が少なくないであろう。

の中から原告となるべき者を選定して（選定当事者、民訴30条1項）、個々の消費者についての訴訟追行の費用や労力を軽減することは可能である。しかし、同様の損害を有する複数の消費者がまとまって提訴あるいは選定という意思決定をするのは（特に消費者が地理的に拡散している場合には）容易ではなく、また損害に係る過失や瑕疵等に関する情報は事業者側に偏在しているために、原告となる消費者側で主張を具体化し、証拠を揃えることが難しい場合が多いことから、共同訴訟や選定当事者の制度は必ずしも実効的な消費者の利益保護の手段とはならない。

以上のような現状に鑑み、消費者に生じた損害の回復を請求する権利の存否・内容について、消費者の手続負担を最少化しつつ、簡易迅速に確定する手続が必要とされた。

3 手続の概要

(1) 目的 (1条)

1条が定める本法の目的を、目的規定の構造に照らして分析すれば以下のとおりである。

- ・立法動機 消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることは困難を伴う場合がある。
- ・手段 消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとする。
- ・直接目的 消費者の利益の擁護を図る。
- ・究極目的 国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する。

(2) 被害回復裁判手続 (2条9号)

被害回復裁判手続とは、①共通義務確認訴訟、②簡易確定手続、③異議後の訴訟手続、④民事執行手続、及び⑤仮差押え手続からなる（2条9号イ・ロ）。このうち、制度の中核をなすのは、第1段階の①共通義務確認訴訟、及び第2段階の②簡易確定手続である。

第1段階（共通義務確認訴訟）では、特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務の存否について審理をする。「共通義務」とは、「消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これ

らの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、(中略)金銭を支払う義務」と定義されている(2条4号)。

第2段階(簡易確定手続)では、第1段階の共通義務確認訴訟の結果を前提として、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、相手方である事業者の認否と、認否を争う旨の申し出がされた場合の簡易確定決定を経て、個々の消費者の事業者に対する金銭支払請求権の存否・内容を確定する。

このような2段階型の手続とされたのは、事業者が金銭の支払義務を負うべきこととなる共通の事実上及び法律上の原因の存在を消費者が明らかにすることに困難が伴う場合が多い反面、共通の原因による事業者が金銭の支払義務を負うことが確認されれば、個々の消費者ごとに判断すべき個別の事項は比較的判断が容易であり、かつ、消費者ごとに大きな差がないことが多いという特性による⁽³⁾。換言すれば、多数の消費者が主張しうる金銭支払請求権について、共通する部分を「因数分解」して括り出し、この共通する部分に係る訴訟追行が比較的難しいことから、第1段階では、訴訟追行の能力を有する特定適格消費者団体を原告として共通する部分を確定し、共通義務が存するということになれば、第2段階で、個々の消費者の事業者に対する金銭支払請求権について事業者側に集団的に認諾を求め、認諾がされない請求権については、簡易迅速な決定手続によって当該請求権の確定を図る、ということである。決定手続による裁判所の判断(簡易確定決定、44条1項)に不服がある場合には、異議訴訟により、口頭弁論のある手続を保障して、個々の消費者の事業者に対する金銭支払請求権が終局的に確定されることになる。

第1段階・第2段階を通じて手続追行主体となるのは、特定適格消費者団体であり、これは個々の消費者の手続負担を軽減するためである。

第1段階における、特定適格消費者団体による共通義務確認の訴えの提起については消費者からの授権は不要であるのに対して、第2段階における個々の消費者の権利の確定のためには、対象消費者による授権(積極的な参加意志の表明)が必要であり、この点ではいわゆるオプト・イン型である⁽⁴⁾。

第2段階における、認否-前駆手続としての決定手続-決定を争う訴訟手続という構造は、倒産手続における法人役員責任の追及、否認の請求、及び倒産債権の確定の場面で設けられている手続の構造に類似している。認否について争いが頻発するわけではない、そして争いがあっても決定手続における裁判がされれば、当事者はさらに

(3) 一問一答4頁。

(4) 米国のクラス・アクションにおいては、本法とは異なり、除外の申出をしない限りすべての対象者に判決の効力が及ぶオプト・アウト型(離脱型)が採用されている。

判決手続で争うことなく、その結論を受け入れる場合が一定数ある、という認識が前提にあると思われる。

4 共通義務確認訴訟

(1) 当事者

原告は特定適格消費者団体、被告は事業者である(3条1項(原告)・3項(被告))。原告を特定適格消費者団体に限定したのは、①消費者被害に関する知識経験と消費者利益の擁護についての活動実績、②手続の安定的・継続的な実施可能性、③適切な業務執行の可能性ゆえである⁽⁵⁾。消費者自身は、共通義務確認訴訟の原告にはなれないし、特定適格消費者団体を補助するために共通義務確認訴訟に参加することもできない(8条)⁽⁶⁾。

第2段階である簡易確定手続と異なり、共通義務確認訴訟においては、消費者から特定適格消費者団体への授権は不要である。授権を必要とすると、第1に、多数の消費者に被害が生じていることが明らかであっても、個別の消費者の住所・氏名が特定できないと特定適格消費者団体は授権のための働きかけができないという弊害、第2に、訴訟の帰趨、そして費用等の負担が不明なため授権をする消費者が一定数現れない場合には、本来取り上げられるべき事案が取り上げられないこととなるという弊害、そして第3に、特定適格消費者団体は授権をした消費者の意向に沿って訴訟追行をしなければならなくなり、消費者全体の利益のための訴訟追行ができなくなるというおそれがあるからである⁽⁷⁾。

特定適格消費者団体は、消費者契約法に基づく適格消費者団体の中で、所定の要件(65条4項各号)を充たすとして内閣総理大臣が認定したものである。特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならず、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない(75条1項・2項)。ここで、被害回復業務とは、被害回復裁判手続(共通義務確認訴訟、簡易確定手続、異議後の訴訟手続、民事執行手続、及び仮差押え手続)に関する業務、この業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務、及びその業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その

(5) 一問一答 39 頁。

(6) 参加の可否を相手方の異議に係らせていないので、補助参加禁止は、相手方の保護というよりは争点の拡張や期日指定の困難、送達の煩雑化などの手続の錯雑とこれによる訴訟遅延を防止する、という公益的な性格を有する、と説明されている。山本 159 頁。

(7) 一問一答 5 頁。

他の財産の管理に係る業務である（65条2項各号）。

（2） 対象となる請求

共通義務確認訴訟の対象となる請求は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する以下に掲げる請求に係るものである（3条1項）。

- ①契約上の債務の履行の請求
- ②不当利得に係る請求
- ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
- ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
- ⑤不法行為に基づく損害賠償の請求（民法の規定によるものに限る）

ただし、拡大損害、逸失利益、人身損害、及び慰謝料は対象外とされる（3条2項）。これらは、典型的に支配性の要件（次述）を欠くと考えられるからである⁽⁸⁾。

また、裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる（3条4項）。いわゆる支配性の要件である。多数の消費者が主張しうる金銭支払請求権の共通部分（「共通因数」）を括り出して確定できたとしても、なお各消費者の請求権の存否・内容の審理を簡易迅速に進めることが困難な場合には、2段階構造による救済になじまないことによる。

（3） 管轄・複数提訴の調整

共通義務確認の訴えは、原則どおり、①被告の主たる事務所・営業所の所在地（民訴4条1項・4項）、②被告の事務所・営業所の業務に関するものである場合にはその事務所・営業所の所在地を管轄する地方裁判所⁽⁹⁾に提起することができる（6条1項、民訴5条5号）。また、③対象債権が不法行為に基づく損害賠償請求権以外の場合には義務履行地、④対象債権が不法行為に基づく損害賠償請求権の場合には不法行為地を管轄する地方裁判所に提起することもできる（6条2項）。さらに、大規模事件の場合には、大型事件の処理能力の高い裁判所に訴訟を係属させることができるよ

(8) 一問一答 30 頁。

(9) 共通義務確認の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなされるため（4条）、民訴費用法4条2項により訴額は160万円とみなされ、地方裁判所が管轄することになる。

うにするために、⑤対象消費者が500名以上であると見込まれる場合には、①から④までの地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に（6条3項）、⑤対象消費者が1000名以上であると見込まれる場合には、東京地裁又は大阪地裁にも提起することができる（6条4項）⁽¹⁰⁾。

上記のように管轄原因が広いため、請求の内容及び被告たる事業者が同一の複数の共通義務確認訴訟が、異なる特定適格消費者団体によって異なる裁判所に提起されることがありうる。この場合には、被告の応訴の負担を軽減するために、共通義務確認訴訟が最初に係属した裁判所が管轄権を有することとされている（6条5項本文）。したがって、請求の内容及び被告たる事業者が同一の共通義務確認訴訟で2番目以降に提起されたものは、管轄違いを理由として共通義務確認訴訟が最初に係属した裁判所に移送されることになる。同一裁判所に係属した複数の共通義務確認訴訟の弁論・裁判は併合して行われ（7条1項）、弁論の分離は禁止されるため、複数の訴訟において内容的に矛盾のない判決がされることになる。

もっとも、共通義務確認訴訟が最初に係属した裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該共通義務確認の訴えに係る訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる（6条5項但書）。

さらに、特定適格消費者団体を原告とする共通義務確認訴訟が係属している場合に、同種の事案について、その共通義務確認訴訟の被告である事業者を被告として、対象消費者が別途個別に損害賠償請求訴訟等を提起することは妨げられない。もっとも、このような場合には、重複する審理による訴訟不経済や実質的に矛盾する判断を避け、被告の応訴負担を軽減するために、対象消費者を原告とする個別訴訟が共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係るものであるときは、その個別訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、裁量的に当該個別訴訟手続の中止を命ずることができる（62条1項）。

なお、請求の内容及び被告たる事業者が同一ではないが、事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認訴訟が異なる裁判所に複数係属している場合⁽¹¹⁾には、審理の重複による訴訟不経済や実質的に矛盾する判断を避けるために、共通義務確認訴訟の管轄権を有する裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該共通義務確認訴訟の全部又は一部について、類似訴訟が係属している他

(10) 同様の規律が、破産法5条8項・9項、民事再生法5条8項・9項にある。

(11) 例えば、同種の約款等を用いる複数の事業者を被告とする場合である。

の裁判所に移送することができる（6条6項）。この場合には、民訴の一般原則（民訴152条1項）により弁論の併合がされる場合が多いであろう。

（4） 審判対象（訴訟物）

共通義務確認訴訟の確認対象は、「事業者が、消費者被害に関して財産的被害のあった消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務」である（2条4号）。ここだけを見れば、共通義務確認訴訟の審判対象は、消費者契約に関して生じた財産的損害に基づく、個々の消費者の事業者に対する金銭支払請求権（に係る義務）である、という理解もありえそうである（この理解によれば、消費者の権利を特定適格消費者団体が自己の名において訴訟上行使することになり、訴訟担当と理解することになる。）。

しかし、共通義務確認の訴えの訴状には、対象債権及び対象消費者の範囲を記載して、請求の趣旨及び原因を特定しなければならない（5条）とされており、請求権の主体である個々の消費者が特定されているわけではないので、個々の消費者が有する金銭支払請求権の束が訴訟物であるという理解をすることはできない。学説上は、特定適格消費者団体が不特定かつ多数の消費者の利益のために活動する法人であることから、個々の消費者の金銭支払請求権の基礎となるべき、事業者と一定範囲の消費者との間の概括的な共通の法律関係（共通義務）を訴訟物と捉えるべきである、との見解⁽¹²⁾、個別事情によって義務を負わないことがあるという留保付きの義務（法律関係）であって各消費者に帰属する権利の一部分を一般化抽象化したものが確認の対象である、との見解⁽¹³⁾がある。

（5） 確定判決の効力の人的範囲

共通義務確認訴訟における確定判決の効力は、一般原則を定める民訴法115条所定の者に及ぶ他に、当事者以外の特定期格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者（30条2項1号）にも及ぶとされている（9条）。

第1に、当事者以外の特定期格消費者団体に及ぶとされているのは、共通義務確認訴訟が請求棄却となった場合に、当事者であった特定期格消費者団体だけでなく、他

(12) 伊藤眞「消費者被害回復裁判手続の法構造－共通義務確認訴訟を中心として」法曹時報66巻8号（2014年）1頁、15頁、23頁。伊藤45頁は、共通義務確認訴訟の訴訟物たる概括的法律関係と個々の消費者の金銭支払請求権との間には、前者が存在しなければ後者の成立はありえないという法律上の牽連性がある、という説明をする。

(13) 山本143頁。

の特定適格消費者団体も再訴できなくするためである⁽¹⁴⁾。これにより、ある特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起して全面的に敗訴した後に、別の特定適格消費者団体が同内容の共通義務確認の訴えを提起して、一部でも勝訴するという矛盾した判断がなされるという事態が生じないようにされているのである。また、原告となった特定適格消費者団体は、その認定（65条）を受けているということで充実した訴訟追行をすることができると思定されること、他の団体に対する提訴の通知等がされ（78条1項）、他の特定適格消費者団体も共同訴訟参加する等により係属中の共通義務確認訴訟の当事者となる機会があったことが、当事者以外の特定適格消費者団体にも不利益な判決効が拡張される正当化根拠である。

第2に、対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及ぶとされているのは、まず、第2段階における対象債権の確定の際に、共通義務確認訴訟の判決のうち請求認容部分を利用できるようにするためである。これにより、相当多数の消費者に生じた財産的被害を矛盾なく一回的に回復することが可能となる。請求認容部分の判決効の拡張なので、事業者にとって不利益な判決効の拡張であるところ、対象債権の範囲の限定や訴え提起時における対象債権・対象消費者の範囲の記載（5条）により事業者に充実した訴訟追行が可能となっていることが、不利益の正当化根拠である。次に、第2段階における対象債権の確定の際に、共通義務確認訴訟の判決のうち一部棄却部分⁽¹⁵⁾は利用できないということを担保する。

（6） 訴訟上の和解

特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の目的である共通義務の存否について、訴訟上の和解をすることができる（10条）⁽¹⁶⁾。他方で、申立て団体に対して一定額の支払をする和解や被告の支払義務を認めて対象消費

(14) 共通義務確認訴訟において、全部認容判決が確定した場合に、他の特定適格消費者団体が認容範囲を超える請求をすることも、既判力の双面性により禁じられることになる。

(15) 全部棄却の場合には簡易確定手続は開始されない（12条）、届出消費者は観念できないため、対象消費者には既判力は拡張されない。この意味において、既判力の対象消費者への拡張は片面的である、と言われる。したがって、全部棄却判決の場合には、対象消費者はその後に事業者を被告とする個別訴訟において自己の権利を主張することができることになる。このように事業者に不利なようにも見える片面的拡張は、対象消費者の裁判を受ける権利の保障と事業者に対する共通義務についての事業者に対する警告機能とから正当化される、と説明されている。山本 272～274 頁。

(16) 伊藤 69～70 頁は、10条は訴訟上の和解に限って特定適格消費者団体の処分権限を認めているから、訴訟外の和解は許されない、とする。他方で、特定適格消費者団体は、簡易確定手続あるいは異議後の訴訟においては、対象消費者の授権があれば裁判外の和解をする権限を有するとされている（65条1項、2項1号）。

者に対する支払方法について合意する訴訟上の和解は認められていない。

訴訟上の和解の調書への記載は確定判決と同一の効力を有する（民訴 267 条）から、訴訟上の和解の効力も、確定判決と同様に（(5)参照）、一般原則を定める民訴法 115 条所定の者に及ぶ他に、当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者（30 条 2 項 1 号）にも及ぶことになる。

5 簡易確定手続の概要

共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時、又は請求の認諾若しくは共通義務の全部又は一部が存することを認める旨の訴訟上の和解によって共通義務確認訴訟が終了した時には、その終了時に当事者であった特定適格消費者団体は簡易確定手続の申立てをする（12 条）。簡易確定手続の概要は以下のとおりである。概ね、集団的な認諾の調達、争いがある場合の簡易迅速な決定手続による判断、そして決定内容に不服がある場合に判決手続を保障する異議後の訴訟という 3 つの段階からなる⁽¹⁷⁾。

- ① 特定適格消費者団体による簡易確定手続の開始の申立て（14 条）、裁判所による簡易確定手続開始決定（19 条）
- ② 対象債権者が簡易確定手続申立団体⁽¹⁸⁾に簡易確定手続について授權（31 条）、授權をふまえて簡易確定手続申立団体が裁判所に対象債権の届出
- ③ 相手方の認否、届出内容を全部認めれば届出どおりに確定（42 条）
- ④ 債権届出団体⁽¹⁹⁾による相手方の認否を争う旨の申出（43 条）、争わなければ相手方の認否のとおりに確定（47 条）
- ⑤ 認否を争う旨の申出があった場合には、裁判所は決定手続（ただし必要的審尋）により簡易確定決定をする。
- ⑥ 簡易確定決定に不服のある債権届出団体、相手方、及び届出消費者は、簡易確定決定に対して異議を述べることができ（46 条 1 項・2 項）、簡易確定決定に対し異議の申立てがあったときは、債権届出に係る請求については、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体を原告として、当該簡易確定決定をし

(17) 集団的な認否、争いがある場合にまず決定手続で審判、決定に不服がある場合の異議訴訟という 3 段階構造は、倒産手続における債権の調査確定のプロセスに類似する。もっとも、倒産手続と異なり、債権者間の相互牽制という要素はなく、債権届出団体と相手方との相対の関係が複数並行して存するだけである。

(18) 簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体をいう（21 条）。

(19) 債権届出に係る簡易確定手続申立団体をいう（31 条 7 項）。

た地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされる（52条）。

6 事業者の留意点—共通義務確認訴訟における和解

消費者契約に関して相当多数の消費者に財産的損害が生じた場合に、いきなり共通義務確認の訴えが提起されることは想定しがたく、まずは消費者あるいはさらに消費者団体と事業者との間の自主的な交渉が行われるのが通例であろう。このような自主的な交渉によっては、債務不履行、不当利得あるいは不法行為の発生原因事実の存否について相互の主張の溝が埋まらず、紛争が解決しない状態に至ってはじめて特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起することになると思われる。

以上のことを考えると、共通義務確認訴訟における両当事者の主張が尖鋭に対立するケースが多く、主張立証に時間がかかり、さらに上訴によって争われる可能性も考えると、共通義務確認訴訟が長期化する可能性は高いように思われる（反面で、共通義務確認訴訟において共通義務が認められれば、支配性の要件がみだされている限り、第2段階は比較的迅速に進行するものと思われる。）。

他方で、消費者を顧客とする事業者にとっては、共通義務確認訴訟において被告とされていること自体から生ずるレピュテーションリスクも無視できず、多少の支出を伴っても、また責任原因について争う余地がかなりあるとしても、和解によって早期に解決を図るといった心理が働くことも考えられる⁽²⁰⁾。

もっとも、共通義務確認訴訟係属中に訴訟上の和解において共通義務を一部でも認めると、その効力は届出消費者にも及び（前述3(6)）、対象債権の確定手続の前提となるから、早期解決と金銭支払の負担の部分的な確定とを勘案して、訴訟上の和解を締結するかどうか判断すべきことになる。

共通義務確認訴訟における和解では、共通義務の存否に関する和解しか認められておらず（10条）、事業者が支払う金銭の額についての和解はできないこと、そして、共通義務確認の訴えの訴状においては、対象債権及び対象消費者の範囲を記載することが必要であるものの（5条）、対象消費者の数や対象債権の総額の明示までは求められていないことから、共通義務確認訴訟における和解の内容自体からは、事業者は自分の責任の総額を判断することができない。したがって、共通義務確認訴訟を提起された事業者は、自らの顧客リストや取引履歴等に基づいて対象消費者の数や対象債権の総額を概算する必要がある、これらの情報等に基づいて第2段階の手続における

(20) 西村高等法務研究所責任編集『集合訴訟の脅威』（商事法務、2011年）86～87頁〔尾崎恒康発言〕。

債権届出団体との届出債権についての和解（37条）の可能性も含めて検討をして、共通義務確認訴訟において訴訟上の和解を締結するかどうか、締結するとしてどのような内容にするか（どこまで譲歩するか）を判断することになろう。